

令和 4 年度



秩父別町 住宅等除却費補助金



秩父別町では、空き家の発生を抑制し住環境の保全を図るため、老朽化した町内にある住宅の除却に要する費用の一部を助成します。

【補助の対象となる要件】

- 本町の区域内に所在する住宅であること。
- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された住宅であること。
- 空き家もしくは今後居住する予定のない住宅であること。
- 建替えを目的とした除却ではないこと。
- 除却工事に要する費用が 30 万円以上であること。

【補助金額】

- 除却工事に要する費用に 2 分の 1 を乗じた額(1,000 円未満は切り捨て)
※上限 100 万円

【申請方法】※申請前に下記担当までご相談ください。

① 交付認定申請

除却工事の 2 週間前までに「交付認定申請書」、「工事見積書」、その他交付要綱に規定する必要な書類を提出してください。

② 補助金の交付申請

除却工事の完了日から 30 日以内に「交付申請書」、その他交付要綱に規定する必要な書類を提出してください。

※裏面の「秩父別町住宅等除却費補助金 交付決定までの流れ」をご参照ください。

※その他詳細は、交付要綱をご確認ください。

申請受付期間:令和 4 年 4 月 1 日~令和 5 年 3 月 31 日



【お問い合わせ先】

秩父別町企画課企画・まちづくり係
☎0164-33-2111

秩父別町住宅等除却費補助金 交付決定までの流れ

事前相談

- 補助金の申し込みについて、事前にご相談ください



交付認定申請

- 「交付認定申請書」、その他必要な書類を提出してください。
※除却工事の2週間前までに書類を提出してください。
※令和4年12月29日までに申請してください。
- 書類を受理した後、職員による申請書の内容審査及び現地調査を行い、交付認定の可否を判定します。
- 「交付認定(不認定)通知書」を郵送致します。



除却工事



交付申請

- 「交付申請書」、その他必要な書類を提出してください。
※工事の完了日から30日以内に書類を提出してください。
※令和5年3月31日までに申請してください。
- 書類を受理した後、職員による申請書の内容審査及び現地調査を行い、交付の可否を判定します。
- 「交付(不交付)決定通知書」を郵送致します。



補助金交付

- 交付決定後、2週間程度の期間で指定された口座に入金致します。

※除却後の空き地につきまして、適切な管理をお願い致します。